

(公的研究費取扱規則第2条第5項第6項関係)

コンプライアンス・研究倫理教育実施要領

令和8年8月14日

OTN 理事長決定

(目的)

第1 この要領は、公的研究費取扱規則及び研究活動不正行為防止規則に基づき、構成員に対するコンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2 本要領の対象者は、公的研究費の運営・管理又は研究活動に関与する会員、職員、研究者その他当法人の構成員とする。

(教育の内容)

第3 コンプライアンス教育は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 公的研究費の使用ルール及び管理体制
- (2) 公的研究費の不正使用の防止
- (3) 会計規則、公的研究費取扱規則及び公的研究費取扱要領
- (4) 不正行為等の通報・相談窓口の利用方法及び通報者の保護に関する制度
- (5) その他最高管理責任者が必要と認める事項

2 研究倫理教育は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 研究者倫理
- (2) 研究活動における不正行為の防止
- (3) 研究データの保存及び管理
- (4) 利益相反その他研究活動に伴う責任
- (5) その他最高管理責任者が必要と認める事項

(教育の実施)

第4 統括管理責任者は、毎年度、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施するものとする。

2 教育は、研修会、講習会、オンライン教材その他適当と認める方法により実施することができる。

(e ラーニングの活用)

第5 研究倫理教育については、独立行政法人日本学術振興会が提供する研究倫理eラーニングコース(eLCoRE)その他これに準ずる教材を活用することができる。

(受講義務)

第6 構成員は、毎年度、当法人が指定するコンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講しなければならない。

（受講記録）

第7 統括管理責任者は、教育の実施状況及び受講状況を記録し、適切に保存しなければならない。

2 eラーニングその他電子的な方法により実施される教育については、受講管理システムその他の方法により受講状況を確認することをもって、前項の記録に代えることができる。

（理解度の把握）

第8 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施に当たり、eラーニングの修了テストその他の方法により受講者の理解度を把握するものとする。

2 統括管理責任者は、理解度が十分でないと認められる受講者に対し、再受講の指導その他必要な措置を講じるものとする。

（教育内容の点検及び見直し）

第9 統括管理責任者は、毎年度、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の内容について点検を行い、法令改正、内部監査結果、前条に規定する受講者の理解度の把握結果その他必要と認める事項を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（補則）

第10 この要領に定めるもののほか、教育の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附則

この要領は、令和8年8月14日から施行する。